

## かすがい市民活動情報サイト会員登録について（ご案内）

### 1 登録できる団体

- (1) 市民活動支援センター登録団体
- (2) その他これに準ずるものとして市長が認めた団体

### 2 掲載できる情報

（別紙1）参照

### 3 申請書等の提出方法

#### (1) 窓口

春日井市 市民活動支援センターの窓口にご提出してください。

※ 午前9時から午後9時30分まで（月曜休館）

#### (2) 郵送

「〒486-0837 春日井市春見町3番地 市民活動支援センター」に郵送してください。

#### (3) メール

[sasae-i@city.kasugai.lg.jp](mailto:sasae-i@city.kasugai.lg.jp)までメールしてください。

### 4 その他

申請書等に基づき内容を審査の上、登録の可否を決定させていただきますので、ご了承ください。

※ 申請内容等についてお伺いすることがあります。

問合せ先 春日井市市民活動支援センター

市民参画担当

電 話 0568-56-1943

メール [sasae-i@city.kasugai.lg.jp](mailto:sasae-i@city.kasugai.lg.jp)

会員がサイト上に掲載できる情報については次のとおりです。

- (1) 会員は、営利を目的とせず、自発的に行う公益性を有する活動に関する情報を掲載することができる。
- (2) 前項の情報を掲載するときは、予め市長の認定を受けなければならない。
- (3) 前2項にかかわらず、次に掲げる活動に関する情報は、掲載することができないものとする。
  - ア 宗教の協議を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
  - エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動
  - オ 法令に反する活動
  - カ 公序良俗に反する活動
  - キ 自己、特定の者、特定の団体のみ利益を図る活動
  - ク サイトの運営を妨害する活動
  - ケ 社会貢献を目的としない営業活動
  - コ その他市長が適当でないと判断する活動